

# 鳥取縣公報

昭和十八年六月八日  
第千四百四十號

火曜日

本報の大きさはA5判

## 目次

- 告 示
  - 耐火煉瓦、耐火モルタル販賣價格認可……………一頁
  - 農水改良事業出張所設置規程中改正……………三頁
  - 畜産組合長同副長選任認可……………三頁
  - 積糶市場開設場所及出場區域中改正……………三頁
  - 被保險者證中無効……………四頁
  - 保險醫指定……………五頁
  - 保險藥劑師指定……………五頁
  - 産婆登錄名簿取消者……………五頁
  - 耕地整理組合規約並地區變更認可……………六頁
  - 養蠶實行組合設立認可……………六頁
- 彙 報
  - 學術優秀者に奨學金、生計困難な者に學資を……………七頁
  - 同和關係生徒の適格者に學資金……………九頁
  - 生徒兒童と青少年團の貯蓄組合は一組織に……………一〇頁
  - 第二十四回「時」の記念日……………一二頁

## 告 示

### ◆鳥取縣告示第二百九十一號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可  
シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資  
格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格  
ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十八年六月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣煉瓦モルタル販賣業組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ耐火煉瓦耐火モルタルノ販賣ヲ業ト爲ス者

00024

品名	規格		單位	最高販賣價格
	原料	耐火度SK型狀		
岡山縣產耐火煉瓦	蠟石質又ハ粘土質以下	二九番 東京型	百個	一七、六〇
同	同	三〇番 同	同	一九、四〇
同	同	三一番 同	同	二二、四〇
同	同	三二番 同	同	二九、六〇
同	同	三三番 同	同	三四、八〇
同	同	三四番 同	同	四一、六〇
同	同	同	同	七五、二〇
同	同	英國型 同	同	三八、〇〇

  

岡山縣產耐火煉瓦	蠟石質又ハ粘土質以下	二九番	吹入	十六貫	二、九二
同	同	三〇番	同	同	三、一四
同	同	三一番	同	同	三、五〇
同	同	三二番	同	同	四、三七
同	同	三三番	同	同	四、九四
同	同	三四番	同	同	五、八一
同	同	同	同	同	一四、〇二
同	同	同	同	同	五、三八

一 耐火度三十五度以上ノ物及前記ト規格ヲ異ニスルモノニ付テハ本表價格ヲ基準トシ從來ノ商習慣格差ニ依ルモノトス

二 特別仕様書ニ依ルモノニ付テハ前號ノ三倍(ノールズストツバー及レトルトロニ付テハ八倍)ノ範圍トス

00025

三 本表以外ノ規格ノ物ニシテ五百個未滿ノ文具ノ場合ハ型代實費ヲ別ニ加算スルモノトス

四 本表價格ハ賣主店先渡價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十八年六月八日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第二百九十二號

昭和六年九月鳥取縣告示第三百二十九號鳥取縣農業水利改良事業出張所設置規程中左ノ通改正ス

昭和十八年六月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二條中左ノ項ヲ追加ス

名 稱	位 置	管 轄 區 域
同 上 大井手下流出張	鳥取市東町 (鳥取縣廳內)	氣高郡 大正村、松保村、湖山村、千代水村
		鳥取市 賀露町

◆鳥取縣告示第二百九十三號

氣高郡畜産組合長及組合副長ニ左記ノ者選任ノ件昭和十八年六月八日認可セリ

昭和十八年六月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

氣高郡瑞穂村大字下坂本貳百四番地

組合長 富 山 長一郎

氣高郡大和村大字倭文參百參拾九番地

組合副長 中 村 峰 藏

◆鳥取縣告示第二百九十四號

大正三年五月鳥取縣告示第二百二十七號積胸賣買取締規則ニ依ル糶市場開設ノ場所及出場區域中左ノ通改正シ昭和十八

00026

年六月八日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年六月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

「日野郡根雨町大字根雨宿」ノ項ヲ「日野郡根雨町大字根雨」ニ同項區域中「下黒坂宿」ヲ「下黒坂」ニ改メ「上菅、福長」ヲ加フ

「日野郡宮内村大字根雨町三榮村」ノ項ヲ「日野郡日野上村大字三榮」ニ改メ同項區域中「上菅村、福長」ヲ除ク

鳥取縣告示第百九十五號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年六月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

被保險者證 記號一 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所在地、名稱	無効トナリ タル年月日
一三	石塚 正世	鳥取市元魚町 鳥取縣纖維製品配 給統制株式會社	八、五、二〇

米にっ	二三八	中村梅太郎	米子市明治町 日本通運株式會社	一八、五、八
日わ	二六九	平本 柄國	日野郡多里村日本 クロム鑛業株式會社	一八、五、一九
氣ほて	一一	大谷 一	會社若松鑛山 氣高郡寶木村 寶木鐵工工業小組	一八、五、一
鳥との	二	佐々木 榮	鳥取市藪片原 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町	一八、四、二〇
鳥にっ	一七一	重本 市造	鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町	一八、五、一五
鳥なな	二二	隱岐谷忠夫	鳥取市川外大工町 鳥取市川外大工町	一八、五、一七
日にに	一七九	岡本 龜重	日野郡黒坂町 大阪特殊製鋼株式會社	一八、五、六
西にっ	二二二	松本 學	西伯郡境町 日本通運株式會社	一八、五、一九
鳥よね	五一	有田豊太郎	鳥取市東品治町 吉谷機械製作所	一八、五、一三
米よし	一六	正路 キヌ	米子市中町 米子市役所	一八、五、二二

00026-1

鳥取縣告示第百九十六號

健康保險法國民健康保險法並ニ船員保險法ニ基ク保險醫トシテ左ノ醫師ヲ指定セリ

昭和十八年六月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

診療科名	診療所所在地	氏 名	指定年月日
内科、産婦人科、江門病科、花柳病科	米子市 西町八六番地	細田卯一郎	昭和十八年 六月一日
内科、小兒科	日野郡溝口町 四二四番地	大塚 眞也	同

鳥取縣告示第百九十七號

健康保險法國民健康保險法並ニ船員保險法ニ基ク保險藥劑師左ノ通指定セリ

昭和十八年六月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第百九十八號

産婆登録名簿取消者左ノ如シ

昭和十八年六月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

藥局ノ名稱	藥局所在地	氏 名	指定年月日
揚 藥局	西伯郡境町相生 町三六番地	揚 忠一郎	昭和十八年六 月一日
佐々木藥局	西伯郡餘子村大 字中野三五三番 地	佐々木富男	同
青砥藥局	西伯郡境町榮町 七七番地	青砥 行子	同
本町藥局	西伯郡境町本町 一六番地	坪内 宜三	同

住所 日野郡二部村大字福岡一九七八番地

昭和十八年五月十五日京都市左京區下鴨西梅ノ木町一八番地ニ轉住ノ爲同年六月二十九日付名簿取消方出願ニ對シ同年六月二日取消

山 根 千 枝 子

00027

鳥取縣告示第二百九十九號

西伯郡稻光川耕地整理組合規約並ニ地區變更ノ件認可セリ

昭和十八年六月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第三百號

左ノ通養蠶實行組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十八年六月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

養蠶實行組合名	地 區	事務所ノ所在地	認可年月日
西御門養蠶實行組合	大御門村大字西御門	大御門村大字西御門	昭和十八年六月四日
同市ノ谷	大御門村大字市ノ谷	大御門村大字市ノ谷	同
同殿	大御門村大字殿	大御門村大字殿	同

同大	同大
大御門村大字大門 字花土居ヲ除ク外 大御門一圓トス	大御門村大字大 門
同花	同
大御門村大字大 門字花土居	大御門村大字大 門字花土居
同	同

00028

彙 報

學術優秀者に奨學金

生計困難な者に學資を

恩賜 財團 軍人援護會が中等學生に

恩賜財團軍人援護會では、本年度より本部の事業として公務のために死歿した軍人軍屬及び傷痍軍人の男子（死歿軍人、軍屬が兄であつた場合は其の扶養を受けてゐる弟）で新に中等學校（夜間中等學校を含む）に入學せる者又は現に在學する者の中次の各項に該當する者に對して奨學金を、又應召軍人、現役軍人、傷痍軍人及び公務のために死歿したる軍人、軍屬の遺族又は家族が中等學校或は盲聾啞學校初等科に在學し、生計困難なために中途退學の餘儀なき事情に立ち至つた者に對して從來恩賜財團軍人援護會本部で直接學資を給與してゐたのを本年度から各府縣支部に委任して學資を給與することとなつた。此處に其の要項を

記すと次の如くである。

奨學金の給與

- 一、死歿軍人、軍屬又は傷痍軍人と同一の戸籍内にあつて其の扶養を受けてゐた者又は現に受けてゐる者
- 二、現に軍事扶助或は軍事援護事業助成金による准扶助を受けてゐる者
- 三、身体強健、品行方正、思想堅實、學術優秀で將來有爲の人材となる見込みの確實な者

であつて、各府縣の軍人援護會支部長が毎新學年の初めに該當者を選定して本部へ推薦するのであるが、之は各中等學校青年學校國民學校等から推薦されたものを各市町村の銃後公會で之等推薦者の書類（二部宛）を取纏めて毎年四月二十七日までに鳥取縣廳厚生課内恩賜財團軍人援護會鳥取縣支部へ提出することになつてゐる。

尙ほ給與される奨學金は入學の場合が百五十圓、進學の場合が五十圓である。

學資の給與

一、學資給與金は本部より支出せられる

00029

二、學資を給與せられる者は次の各項の一に該當する者であること

(一) 中等學校在學者(夜間中等學校在學者を含む)

イ、應召軍人の家庭であつて生計困難のために中途退學の餘儀なき事情に至つた者

ロ、現役軍人の家族であつて、學資を給與しつゝある者が現役軍人として入隊したために學資を受けることが出来なくなつて中途退學の餘儀なき事情に至つた者

(二) 盲聾啞學校初等科在學者

次の事項に該當する者が寄宿舎にあり且つ生計困難な者

イ、公務のために死歿した軍人、軍屬の遺族及び傷痕軍人又は應召軍人の家族

ロ、現役軍人と同一家族であつて、其の現役軍人となつた者より學資を受けてゐた者

三、學資は生計其の他の事情をよく調べた上中等學校在學者には年額二百五十圓以内、盲聾啞學校在學者には月

額十五圓以内を給與する

四、應召軍人及び現役軍人(入營前に學資を出してゐた者)が應召中又は現役服務中に死亡し或は傷病のために除役となつた場合、中等學校在學者に對しては次の如く取扱ふ

(一) 新に戰歿者の遺兒又は遺兒に準ずる者、及び傷痕軍人の子又は之に準ずる者として縣より學資の給與を受けるに至つた時は其の月より給與を停止する

(二) 其の他の者にあつては死亡の場合は引續き在學期間學資を給與し、傷病兵の場合は其の傷病兵の收入が應召前又は入營前に較べて減少した時は、給與を受ける者よりの申請に依つて引續き在學期間必要限度の學資を給與する

五、應召軍人及び現役軍人(入營前に學資を出してゐた者)の家族に對する學資は、當該軍人の召集解除又は滿期除隊後三ヶ月間は繼續給與するが其の翌月より停止する

六、學資の給與を受ける者が卒業、退營又は休學した場合

00030

及び修學の見込みがないと認められた時は其の翌月より學資の給與を停止する

七、學資の給與金は毎月(夏季休暇の月も含む)上旬之を支給する

八、學資の給與は支部が立替へて支辨する

尙ほ其の他詳細に亘つては鳥取縣廳兵事厚生課内恩賜財團軍人援護會鳥取縣支部へ照會せられたい。

(兵事厚生課)

### 學生々徒に學資金

#### 厚生省が同和適格者に給與

今回厚生省で育英獎勵の見地より同和事業關係部落出身の者にして本年度中等學校又は専門學校程度以上の學校へ入學したる者で、學資を補給しなければ修學することの出来ない者、或は身体強健、成績優良、品行方正にして意思鞏固、思想穩健なる者若干名の學生々徒に對して學資が給

與されることとなつたので、各市町村では次の事項に基き來る十六日までに所管地方事務所を経て縣兵事厚生課宛適格者を推薦せられたい。

一、候補者推薦上の注意

イ、家庭の資産、通學の状況等を詳細に調査し、家庭に資金を有する者に對しては特に調査を嚴密にすること

ロ、性行に付ては特に嚴重に調査すること

ハ、一家庭に二名以上の獎勵者を出すやうなことは成るべく之を避け他に適格者のない場合にのみ推薦すること

尙本獎勵金は在學中品行不良其の他の理由に依り成業の見込なしと認めたる者又は中途退學をなしたる者に對しては學資補給額の全額或は一部を返還せしめられることがある

二、推薦に關し添付すべき書類

00031

イ、補給願書(本人及び戸主又は親権者連署)

ロ、戸籍謄本

ハ、資産調査書

家庭の業態、動産不動産一ケ年の収入状況を知り得るもの。若し負債があれば其の額も附記すること

(市町村長作製)

ニ、履歴書

入學々校名記入に際しては専門學校程度以上のものは本科豫科を明かにすると共に何々大學何々部(科)と記入し且つ第一種、第二種の區別のあるものは該區別をも記入すること。尙ほ卒業豫定年月日を必ず記入すること(本人作製)

ホ、學業成績表

最近の成績表(前年度學年)、但し備考欄に人物總評性行概評等を詳細に記入すること

ヘ、在學證明書(目下在學中の學校長作製)

ト、修學に必要な經費調

寄宿舎又は通學(汽車通學、自轉車通學、徒歩通學の別)を區別し、書籍代、授業料、筆墨紙其の他文具費、被服費(靴及び帽子等を含む)等。尙ほ入舎生は寄宿料、通學生は自轉車修繕費、汽車賃等をも記入すること。之は本人に作製せしめ市町村長に於て精査證印すること。

(兵事厚生課)

(兵事厚生課)

### 生徒兒童と青少年團の貯蓄組合は一組織に

生徒兒童の國民貯蓄組合を組織せる學校の中には、青少年團員たる資格に於て同一生徒兒童を對象とする青少年團國民貯蓄組合が結成せられ同一の對象に對して二つの貯蓄組合を有するものがあるが、之では手数を多く要するのみ

ならす事務が煩雜となるので、縣青少年團では次の如く二つの貯蓄組合を有するものは之を一つの組合に吸収せしめて事務の簡捷化を圖ると共に組合未結成の皆無をも期することゝなつた。

- 一、青年學校に於て青年學校國民貯蓄組合と青年團(又は女子青年團)國民貯蓄組合の二つの組織のあるものは成るべく之を青年團(又は女子青年團)貯蓄組合に吸収して事務を簡敏ならしめること
- 二、國民學校に於て少年團國民貯蓄組合を國民學校國民貯蓄組合の二つの組織のあるものは成るべく之を國民學校國民貯蓄組合に吸収して事務を簡敏ならしめること
- 三、國民學校より青年學校に進學した者の貯蓄は成るべく之を拂戻すことなく青年團(又は女子青年團)の貯蓄組合に引繼ぐこと
- 四、單位團又は分團毎に青年團(又は女子青年團)國民貯蓄組合を結成すること

- 五、全團員は一人洩れなく組合に加入すること
- 六、各團又は學校に本組合の事務專掌のため戰時貯蓄係を置くこと (教學課)

### ◎本年度里芋の増産目標

郡市別	作付面積	生産目標	出荷目標
鳥取市	一〇〇反	千貫三五	千貫一〇
米子市	二九〇	一〇四	八〇
岩美郡	二五〇	八三	一
八頭郡	七五〇	一三三	三〇
氣高郡	四四〇	一四一	一五
東伯郡	一、一五〇	三八〇	二〇〇
西伯郡	一、一三〇	三九六	二〇〇
日野郡	二〇〇	六〇	二
計	四、三一〇	一、四三二	五三七

(農務課)

00032

### 第二十四回「時の記念日」

#### 時間尊重と定時勵行へ

六月十日を時の記念日と定められてより、色々の方法によつて時間尊重と、定時勵行との徹底を期してゐるが、大東亞戦争下愈々「時」の認識は緊急なことである。本年の「時」の記念日に於ても縣では左の實施計畫を定めて鳥取米子兩市長、中等學校、青年學校、國民學校各校長へ通牒して、各團體方面への徹底を圖ることとした、一般縣民各位に於ても更に認識を深め徹底するやう希望する。

#### ▽實施計畫

##### (甲)事前の宣傳

- 一、回覽板 回覽板を利用し、各家庭に時の記念日のこと及び時間尊重、定時勵行の重要なことを周知せしめること。
- 一、常會 各常會を通じ前項内容を強調すること。
- 一、ポスター 『時』の尊重の觀念を鼓吹するポスターを掲示すること。(學校生徒兒童に製作せしめて各家庭に

も貼らしめること)

其の他適切と思はれる方法を講ずること。

##### (乙)當日の行事

- 一、記念式及び講演會 適宜實施のこと。
- 一、ラヂヲ放送聴取 全國中繼を以て時の記念日に關する放送があるからこれを聴取すること。
- 一、街頭宣傳 時間勵行の街頭宣傳をなすこと。
- 一、正時の時計を携行して各所を巡視し、公衆に正時を知らしめること。
- 一、奉告祭 各神社に於て適宜奉告祭を行ひ、時間尊重の觀念を鼓吹すること。寺院、教會等に於ても同様奉告せしめること。
- 一、學校訓話 各學校では時の尊重、定時勵行の訓話を行ふこと。

其の他生徒兒童より時に關する体験其の他の作文を書かせること。(特に優秀と認められるものは適當なる方法を以て一般に發表する等の方途を講ずること)

「一秒も悔を刻むな」  
「時は秩序の第一歩」

(地 方 課)

昭和十八年六月八日印刷  
昭和十八年六月八日發行

鳥取縣鳥取市東町  
發行所 鳥取縣鳥取市吉方町  
印刷所(西島19) 前田印刷所